



人権まんが解説

携帯電話は、通話・メ

ール機能だけでなく、

ゲーム、音楽のダウン

ロード、ブログ・プロ

フの作成など、多くの機能を備えた

楽しい便利な道具として『ケータ

イ』ともよばれています。しかし、

年々進化する機能に伴い、ケータイ

をめぐるいろいろな問題もおきてい

ます。

岡山県教育委員会の調査（平成20

年）によると、ケータイを利用して

いる小・中学生のうち、メールによ

るいやがらせについて、小学校6年

生で9%、中学校1年生で23・2%

の人が「いやがらせメールを受信し

たことがある」と答えています。ま

た、ブログのコメント欄、プロフ

のゲストブックなどに中傷・いやが

らせの書き込みをされた経験のある

人は、中学校3年生で9.3%、高校1

年生で11%にのびります。

特定の人に対する誹謗中傷・いや

がらせの書き込みは、相手の心を深

く傷つけるだけでなく、いじめに発

展することもあります。このほか、

ケータイへの依存、危険なサイトへ

のアクセス、架空請求、見知らぬ人

との出会いによるトラブルなど、子

どもたちのケータイ利用をめぐる危

険性も高まっています。

子どもにケータイを持たせる場合

は、保護者が責任をもつて見守ると

ともに、ケータイの使い方について

子どもとよく話し合い、使用時間、

使用機能をはじめ、「困ったことが

あったら相談する」など、家庭でル

ールを決めてみてはいかがでしょう。

特設人権相談（無料）

とき・ところ

1月15日（木）9時30分～12時30分・白石島出張所 1月22日（木）9時～12時・神島外公民館

相談員：人権擁護委員、法務局職員

相談内容：いじめ、体罰、セクシヤ

ル・ハラスメント、DV（ドメス

ティック・バイオレンス）、児童

虐待、高齢者虐待、隣り近所、名

誉、差別、相続、売買など

問合せ：人権政策課 ☎2120

ご注意ください

「えせ同和行為」

最近、同和関係団体を名のり、県内事業所等の長に対して、個人的に高額な同和関係図書の購入を要求する事例が頻発しています。

【事例】：同和関係団体を名のり、

『〇〇周年の記念誌を作成したの

で、購入してほしい。組織として

ではなく、個人的にお願いしてい

る。1冊7万円のところ5万円で

どうか。』などと同和関係図書の

購入を要求された。

問合せ
岡山県 人権・同和对策課
☎086（226）7406
人権政策課 ☎2120

よしだ文化会館だより ④



れに関する情報を一報ください。
【対応例】：同和関係の図書であつても、一般の図書の扱いと何ら変わりありません。「いりません」ときっぱり断ってください。断りの意思表示をあいまいにすると、後で争いのもとになります。
また、断る理由まで言う必要はありません。理由をつけて断ると、その理由自体が議論や争いの対象となり、相手につけ込まれるすきを与えかねません。
また、岡山県が作成した「えせ同和行為」対応マニュアル『断固拒否えせ同和行為』がホームページ（http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=48）に掲載されていますので、参考にしてください。